

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鳴門市

2 構造改革特別区域の名称

鳴門うずしお果実酒・リキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

鳴門市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢と気候

本市は、徳島県の東北部に位置し、北は波穏やかな播磨灘から瀬戸内海を臨み、東は鳴門海峡をへだてて兵庫県淡路島に対し、南は板野郡松茂町、北島町、藍住町、西は板野郡板野町及び香川県東かがわ市に境を接する人口約62,000人のまちである。

交通はJR高徳本線、鳴門線、国道11号線を基軸に県庁所在都市徳島市、高松市へ、近隣には、徳島空港が存するほか本州四国連絡道路により本州と結ぶ四国の東玄関をなしており、京阪神地域との結びつきが強い一方、四国内の高速自動車道の整備進展ともあいまって人・物・文化の交流による発展が期待されている。

気候は外洋の影響を受けながらも温暖で雨の少ない瀬戸内海型で、気温は年平均17℃前後、積雪はまれで年平均降水量は1,500mm～1,600mm前後、年日照時間2,000時間と概して温暖、多日照である。

(2) 人口の動向

本市の人口は、国勢調査の結果によると昭和45年以降徐々に増加したが、平成7年(1995年)の64,923人をピークに減少に転じている。平成10年(1998年)以降の死亡者数が出生数を上回る自然減に加え、平成15年(2003年)以降は転出者が転入者を上回る社会減が続いており、恒常的な人口減少傾向となっている。平成22年(2010年)国勢調査では、総人口は61,513人に減少している。

一方、世帯数は平成22年(2010年)では22,994世帯で、平成7年(1995年)の20,541世帯と比較すると増加しており、少子高齢化や核家族化による世帯構造の変化を示す結果となっている。

(3) 産業の構造

本市は、鳴門の渦潮・鳴門公園を核とした景勝観光をはじめ、四国八十八ヶ所巡りの出発札所、霊山寺や二番札所の極楽寺、ドイツ館など市内広域にわたり徳島県下有数の観光資源を有している。

工業は、本市発祥の「大塚グループ」に関連する医薬品・化学薬品などの化学工業、繊維工業の足袋製造業・縫製工業、また国の伝統的工芸品にも指定されている大谷焼に代表される伝統産業など多様な展開が図られている。

商業については、年間商品販売額のピークである平成8年以降、店舗数が大幅に減少傾向にあり、平成19年には796店と平成8年に比較し52.8%の店舗数となっている。

第一次産業は、なると金時、大根・れんこん・らっきょう・梨等の農産物、鳴門わかめや鳴門鯛等の水産物が基軸であり、ブランド品目としての生産出荷体制が確立されている。

産業構造は人口ベースでは、第1次産業が10.9%、第2次産業が25.8%、第3次産業が63.

4%（H22国勢調査）の構成率となっている。

特に農業は京阪神地域の大消費地に近いという地理的優位条件や温暖な気候、特色ある土壌などの自然条件を生かし、園芸作物を中心とする集団産地を形成してきた。

中核的な農業組織である農業協同組合は里浦、大津、徳島北の3JAにまたがり、主な作物の栽培体系は地質等の特色により（1）東部海岸の砂地畑地帯（2）旧吉野川下流域の中央部の沖積平野地帯（3）阿讃山脈南西の扇状地の3つの地域に区分される。経営耕地面積1,491ha、農家戸数1,551戸で農業粗生産額は115.8億円である。

（4）課題と規制の特例措置を講じる必要性

大都市圏への経済の一極集中が、地方都市との格差を大きく浮上させている中、地域の基幹産業である農業をはじめとする一次産業は、輸入農産物の増加、国際化の進展や生産物価格の低迷などの問題でかつてないほどに危機感が高まっている。

本市においても、梨を中心とした果樹農業については、消費の減衰、農家所得の低迷、栽培樹木の老木化や園地の減少による出荷量の減少など、多くの課題を抱えている。

こうした中、従来の青果物としての流通販売や単品目ごとの消費拡大から更に進展した「鳴門ブランド」としての総合的な競争力の確保を図るため、新たな商品の開発について産地の連携強化や意識向上を図っていくことが必要である。

従来から取り組んできた「高品質・安定生産」を基本としながらも、点（単品目）から線（地域）へ、線から面（市全体）へ拡大し、自治体、生産者・JA、事業者などが連携・協調し、将来の生き残りをかけた「付加価値の向上」に向け取り組み、持続発展が可能となる農業の生産・流通・販売振興を図るための改革が求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

（1）規制の特例措置の活用

本市は、四国・徳島県内でも有数の梨産地であり、梨は市を代表する特産品のひとつとしてブランド力強化を目指している。ほか、柑橘類である徳島特産の「すだち」やかつては西日本有数の規模を誇っていた「はっさく」、小規模ではあるものの桃・梅などの多種多様な果実が生産されている。

近年、これら果実の出荷流通は、大都市圏の京阪神地域や四国内を中心とした市場以外に、県内・市内の産直販売や加工商品への取り組み等が進展し、リピーターやファン確保に成功している。

更に本市の観光都市としての知名度や市域に食品関連事業者を多く抱えている側面にも着目し、特例措置を活用して特産果実である梨をはじめ、柑橘類等の果実を原料とする果実酒・リキュールを新たに製造販売することに対する規制を緩和することにより新規事業参入の機会を拡大させることは、農業においても幅と広がり生まれ、農業をはじめとする本市産業の魅力向上、付加価値の創出、6次産業化・農商工連携の促進、産業間連携が深まり、結果として地域活力が生まれ、鳴門ブランドを全国に発信することができる。

また、特例措置を活用して特定農業者による果実酒の製造・提供への規制を緩和することにより小規模な果樹農家が果実酒の製造に参入する条件を整えることで、特産果実の生食以外への用途及び地産地消の拡大が実現し、農家の生産意欲や新たな起業への意識が芽生え、結果、地域農業全体の活性化が見込まれる。

更には、輸入果実等による加工製品が広く普及する中、地域色豊かな自家製果実を使用した果実酒が提供されることで、話題性を生み、新たなコミュニティの誕生や波及効果による鳴門産品の更なる付加価値の向上や消費拡大が期待できる。

(2) エコノミックガーデニングの手法による産業育成

規制の特例措置により果実酒・リキュールの生産増進に合わせて、小規模な加工業者などの地元企業が成長しやすい環境づくりを醸成していくことも重要である。

このため、市内企業間・人的ネットワークの構築やソーシャルメディアの積極的活用への支援といった環境づくりを行う、エコノミックガーデニングの手法を用いた「地域経済活性化推進事業」と規制の特例措置を活用する事業者等の確保の両面から積極的に取り組みを進めることで新商品の開発や地域産業育成を着実に実現する。

6 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特別区域計画の「特産酒類の製造事業」の実施により、本市の特産である梨や柑橘類等の果実酒・リキュールの製造が小規模でも可能となることから、消費者から高品質で認知されている純鳴門産による、こだわりの果実酒・リキュールの製造・販売の拡大を目指す。

また、農家が経営する民宿等においては、独自性を生かした自家製果実酒の製造・提供による地域の新たな魅力の創造にとともに、果実の生産増進、新規就農者の確保、耕作放棄地の抑制、新たな形態による農業経営の確立につなげることが可能となる。

本市の豊かな農水産物と観光資源等を合わせた積極的なPR展開を図り、生産者や加工業者の経営安定化、鳴門市のイメージ向上、鳴門ブランドの認知度向上による本市産業の底上げと地域経済活性化を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 新産業・新たな付加価値の創出

市内で生産した梨や柑橘類等を市内で加工・販売するため、地域雇用やにぎわいを生みだし、人・物のつながりや交流、生産・流通・販売技術の高位平準化が進展することが見込まれる。さらには、新たな加工商品の開発により、原材料の需要量が増え小規模な生産農家でも安定した収入につながるため、生産農家の意欲向上と耕作放棄地の解消にも効果が期待できる。

また、輸入果実やそれらを使用した加工食品が普及浸透し安価な食品の消費が拡大傾向にある一方で輸入原料に対する不安感も未だ残る中、地元生産果実を使用した果実酒・リキュールの製造販売を契機に、市内外へ広く安全・安心な鳴門産の商品をPRすることで、相乗的に鳴門ブランドの付加価値向上や農産物・地場産品の消費拡大、他の農水産物や地場産品への波及による新たな商品開発の促進、生産者、加工業者、観光業者等のタイアップによる新産業創出の可能性を秘めている。

項目	平成24年度 (実績値)	平成26年度 (目標値)	平成28年度 (目標値)
特産酒類製造事業者数	—	1件	2件
新商品数	—	2点	4点
特定農業者による特定酒類の製造件数	—	1件	2件

(2) 農業・農村の発展・地域活性化

本市においては大津・大麻・撫養・北灘地区の梨栽培を中心に、小規模ではあるものの、すだち・はっさく・桃・梅などの果樹園が点在しており、四季折々の多種多様な果物の生産が行われている。

加えて、「渦潮」や「四国八十八カ所霊場1番札所・2番札所」をはじめ、我が国における第九初演の地としても全国に広く知られていることから、本市には県内外から年間約220万人もの観光客が訪れている。

こうした本市の特性を踏まえ本市ならではの魅力ある商品を開発し、有機的繋がりを深め、鳴門を訪れる動機付けを高めるとともに、本市農業や観光資源の層の厚さをアピールしていくことで、地域の一体感が増し、新たな魅力が生まれ、産業間連携の更なる進展や観光客の満足度向上、本市を訪れる人や定住者の増加、地域交流の促進などの、農業・農村の発展と地域活性化の起爆剤になる。

項目	平成24年度 (実績値)	平成26年度 (目標値)	平成28年度 (目標値)
農水産イベント来場者数	19,000人	21,000人	23,000人
物産館売上額	50,000千円	55,000千円	60,000千円

8 特区事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 (710) 特産酒類の製造事業

※別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、飲食店、農家民宿等）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

鳴門市の全域

(3) 事業の実施時期

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒の提供を通じて地域の活性化を図る為に果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、農家レストラン、飲食店、農家民宿等を営む農業者が果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原材料として果実酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場産品が育まれることに繋がり、職業としての農業の魅力向上や新たな価値の創出による農家所得の向上、更には、観光産業などへの波及、産業間の有機的連携が深まり、結果、地域全体の活性化が実現するものと考えられる。

このため、本市においては当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。このため市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

(別紙)

1 特定事業の名称

709(710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（地域特産物一覧表参照、又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの。以下「特産物」という。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

鳴門市の全域

(3) 事業の実施時期

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図る為に特産酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当市が指定する地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が果実酒は2キロリットル、リキュールは1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場産品や地域ブランドの創設にも繋がり、販路拡大や付加価値の向上により農業や関連産業の発展、さらには地域全体の活性化が促進するものと考えられる。

このため、本市においては当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。このため市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

地域特産物一覧表

梨（日本梨）	すだち	はっさく	温州みかん
夏みかん	不知火（デコポン）	キンカン	ポンカン
桃	柿	梅	ブルーベリー
いちご	いちじく		